次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第１章　土地	**第１章**　土地
第11節　その他	**第11節**　その他
一　砂防指定地の評価	一　砂防指定地の評価
砂防法（明治30年法律第29号）第２条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた２分の１を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、平成30年度から平成32年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難いと市町村長が判断した場合には、この限りでない。	砂防法（明治30年法律第29号）第２条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた２分の１を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、平成27年度から平成29年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難いと市町村長が判断した場合には、この限りでない。
［二～四　略］	［二～四　同左］
第12節　経過措置	**第12節**　経過措置
［一　略］	［一　同左］
二　平成30年度の宅地の評価においては、市町村長は、平成29年１月１日から平成29年７月１日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第３節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。	二　平成27年度の宅地の評価においては、市町村長は、平成26年１月１日から平成26年７月１日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第３節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。
なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、平成29年１月１日から平成29年７月１日までの間に第３節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合において当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正したときは、当該修正した価額を基礎として求めるものとする。	なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、平成26年１月１日から平成26年７月１日までの間に第３節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合には、当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正した価額を基礎として求めるものとする。
［１　略］	［１　同左］
２　宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、平成29年１月１日から平成29年７月１日までの下落状況を把握するものとする。	２　宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、平成26年１月１日から平成26年７月１日までの下落状況を把握するものとする。
［３　略］	［３　同左］
［三　略］	［三　同左］
第２章　家屋	**第２章**　家屋
第４節　経過措置	**第４節**　経過措置
一　固定資産税に係る平成30年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。	一　固定資産税に係る平成27年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。
１　第２節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.05	１　第２節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.06
２　第３節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）1.06	２　第３節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）1.05
二　固定資産税に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、１円に１に定める「物価水準による補正率」と２に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第１節三の規定は適用しない。	二　固定資産税に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、１円に１に定める「物価水準による補正率」と２に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第１節三の規定は適用しない。
１　物価水準による補正率	１　物価水準による補正率
物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都（特別区の区域）における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。	物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都（特別区の区域）における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。